

福岡県中学校総合体育大会・新人体育大会における複数校合同チーム編成 規定

1 目的・趣旨

複数校合同チーム編成による大会への参加を承認するのは、あくまでも在籍する部員数が、少人数のため単一中学校では大会参加に必要なチームを編成できず、大会に参加できない運動部（部員）に対して大会参加の機会を与えるための特別措置であり、勝利至上主義を目的として編成された合同チームは適用されない。

2 合同チーム編成 及び 大会参加の条件

- (1) 合同する各部は、それぞれの学校教育活動に運動部として位置づけられ、福岡県中学校体育連盟「大会参加登録（毎年度当初）」にて参加登録が完了していること。
- (2) 合同チームは、地区中学校体育連盟（県内6地区 以下：地区中体連）が、定める範囲（郡市区町村）内で編成し、チームとして合同を認める部数（校数）は2～4部（校）とする。
- (3) 各地区中体連が、目的・趣旨にてらし適正な合同と認めた場合に限り参加を認める。
- (4) 合同チームでの参加は、個人戦を行わない団体競技（下記述：6競技）に限り認める。
- (5) 在籍部員数が、次の人数〔（ ）内数〕を下回る運動部についてのみ他校との合同チーム編成ができるものとする。

＜合同チーム編成基準部員数＞

バレーボール（6）	サッカー（11）	バスケットボール（5）
ハンドボール（7）	軟式野球（9）	ソフトボール（9）

＜合同チーム編成の形態＞

- ①上記の条件を満たす部（基準部員数を下回る）2～4部（校）による合同（合同型）
＜ア + イ + ウ + エ → ア 監督校が母体校＞
 - ②上記の条件を満たす部と単一校編成の可能な部による合同（合併型：2～4部（校））
＜ア + ア（+ イ、+ ウ） → ア ア校が母体校＞
 - ③上記の条件を満たす部と単一校編成の可能な部の一部部員による合同（分離型：2校）
＜ア → ア' + ア → ア ア校が母体校＞
※この③の場合は、単一校編成の可能な残りの部員も単独チームとして大会に参加できる。
- (6) 合同する各部は、生徒・保護者等の理解を十分に得ること。
 - (7) 合同する各部は、それぞれに顧問（校長・教員）が配置され、引率が行えること。
但し、大会参加に際しての監督等は、両校のうちいずれかの校長・教員が代表し、コーチについては両校いずれかのコーチ（登録外部コーチを含め）とする。
 - (8) 合同チームのチーム名は、学校名の連記〔代表校を前〕とする。
※「代表校」とは、監督の所属校とする。
※大会での標記は校名連記、入賞の場合は合同の2～4校をそれぞれ表彰対象とする。
 - (9) 大会参加時のユニホームについては、統一のユニホームを使用すること。
（軟式野球・ソフトボールは除く）
※原則として各競技規則に準ずるものとする。
※但し、各大会・競技において緩和措置を行うものとする。
 - (10) 大会参加時の選手起用においては、合同母体校（少人数校）選手全員が出場できるよう配慮を行うことを原則とする。
 - (11) 合同チームとして認められた後の選手（生徒）・監督・コーチの変更は認めない。
 - (12) 合同チーム編成による大会参加の登録申請・承認については、別に規程を定める。

登録申請・承認規程

◎ 合同チーム編成の登録申請・承認について

- (1) 合同チームの編成を希望する2～4校は、それぞれの学校長の合意により次のとおりに申請手続きを行う。
- ① 申請希望校は、それぞれの管轄教育委員会へあらかじめ合同チーム編成の申請を行うことを届け出て承認を受けること。
 - ② 申請希望校は、所属する地区中体連事務局へ合同編成の希望を連絡し、「複数校合同チーム編成登録申請書」（以下：申請書）の配布と説明を受ける。
 - ③ 申請希望両校にて申請書を作成し、それぞれの学校長の確認（職印）を受け、所属する地区中体連会長へ提出する。
 - ④ 申請のメ切は、原則として各競技大会の開催1ヶ月前までとし、各地区中体連が定めた期日とする。
- (2) 申請を受けた各地区中体連は、次のとおり申請内容を審査し、適正な合同と判断した場合は、申請校学校長へ「合同チーム編成承認書」を発行し、大会参加を承認する。
- ① 申請を受けた各地区中体連（地区中体連競技専門部）は、申請校の所属する郡市区中体連（郡市区中体連競技専門部）に対して、申請内容の『審査』を依頼する。
 - ② 審査依頼を受けた郡市区中体連（郡市区中体連競技専門部）は、申請内容を検討し、適正な合同チーム編成か否かを協議し、各地区中体連へその審査内容を報告する。尚、同時に合同チーム参加に伴う郡市区大会の運営について協議を行っておくこと。
- (3) 合同チーム編成・大会参加に関する報告と集約
- ① 合同チーム編成による大会参加を承認した各地区中体連事務局は、「申請書」及び「承認書」の写しを県中体連事務局へ提出し内容の報告を行う。
 - ② 県中体連事務局は、各地区よりの合同チーム編成による大会参加について集約を行い県中体連理事会に報告する。
 - ③ 県中体連理事会は、集約内容を確認し各競技の県中体連競技専門部に連絡を行う。
- (4) <合同チーム大会参加資格の抹消>
- 各区地区中体連より大会参加承認を受けた合同チームであっても、次のような場合には、その参加資格を失うこともある。
- ① 本制度の趣旨・目的にそった合同チームでないことが明らかとなった場合
 - ② 「合同チーム編成規定」ならびに「登録申請・承認規程」に違反した場合